

令和 7 年度五所川原市民俗芸能保存・伝承事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、当市の伝統芸能を広く普及啓発し、後世に貴重な文化遺産として継承するため、伝統芸能の保存団体に対し、令和 7 年度五所川原市民俗芸能保存・伝承事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、五所川原市補助金交付等規則（平成 1 7 年五所川原市規則第 4 2 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、は次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 市内に活動拠点を有する伝統芸能継承団体であること。
- (2) 5 人以上の構成員を有し、その過半数が市内に在住、在勤又は在学していること。
- (3) 市内で主要な活動が行われていること。
- (4) 交付決定日から令和 8 年 2 月 2 8 日までに実施される事業があること。

2 当該年度において、市長が交付する他の補助金等をすでに交付され、又は交付の決定を受けている団体は補助金の交付対象から除外する。

(補助対象経費)

第 3 条 補助対象経費は、補助対象者が伝統芸能の伝承又は普及啓発のために必要な活動に係る経費とし、次に掲げる経費については、補助対象外経費とする。

- (1) 食糧費
- (2) その他教育長が適正でないと認めた経費

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、1 0 万円を上限として、補助対象経費の全額に相当する額とする。

(補助金交付の申請)

第 5 条 規則第 3 条第 1 項の申請書は、令和 7 年度五所川原市民俗芸能保存・伝承事業補助金交付申請書（様式第 1 号）とし、同項の規定により申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 収支予算書（様式第 2 号）
- (2) 見積書の写し
- (3) 構成員名簿

(3) その他、教育長が必要と認める書類

(補助金の交付請求書等)

第6条 規則第6条第2項の規定による請求書は、令和7年度五所川原市民俗芸能保存・伝承事業補助金交付請求書(様式第3号)とし、前金払による場合は、令和7年度五所川原市民俗芸能保存・伝承事業補助金前金払請求書(様式第4号)とする。

(実績報告)

第7条 規則第12条による実績報告は、物品等の納入後14日以内に、令和7年度五所川原市民俗芸能保存・伝承事業補助金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて教育長に提出するものとする。

- (1) 収支決算書(様式第6号)
- (2) 支払を証する書類の写し
- (3) 補助金で購入した物品等(その他活動等)の写真
- (4) その他、教育長が必要と認める書類

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行し、令和7年度限りで執行する。